「住宅用火災警報器」・「消火器」

不適正な訪問販売に ご注意ください！

☆「だまし」のテクニックとは

◎消防職員・市町村職員を装う。

◎恐怖心をあおる、おどす。

◎考える時間を与えない。

◎特別価格を強調する。



☆被害にあわないためには

- 消防署では販売しません！
- 不審に思ったら、はっきり断る！
- 代金はその場で支払わない！

※不審に思ったら、近くの消防署(所)へ連絡してください。

予防課（美濃加茂市）	(0574) 26-0515	御嵩分署（御嵩町）	(0574) 67-1818
中消防署（美濃加茂市）	(0574) 26-0190	富加出張所（富加町）	(0574) 54-2714
南消防署（可児市）	(0574) 62-0119	川辺出張所（川辺町）	(0574) 53-2714
東消防署（白川町）	(0574) 72-1641	八百津出張所（八百津町）	(0574) 43-0476
中央分署（美濃加茂市）	(0574) 25-4361	七宗出張所（七宗町）	(0574) 46-1150
西可児分署（可児市）	(0574) 65-6825		

可茂消防事務組合

住宅用火災警報器を
設置・点検しましょう！

平成23年6月1日からすべての住宅に

住宅用火災警報器の設置が義務となりました！

取り付ける場所について



◎ すべての寝室

◎ 寝室として利用する部屋（子供部屋等）

◎ 2階に寝室があるときは、階段上部天井

◎ その他の場所でも必要な場所があります。

（お近くの消防署にお問い合わせください）

◎ 台所にも設置をお勧めします。

※住宅用火災警報器は以下のマークが表示されている物が安心です。

検 **又は** NS 日本消防検定協会

NS マークのついた住宅用火災警報器は平成31年3月31日まで販売が認められています。

点検・取替えについて

◎ 電池の点検・お手入れは、定期的に実施しましょう。

◎ 設置からおおむね10年が経過したものは、取替えをお勧めします。